

随意契約理由書

発注案件名	東京非正規労働者就労支援センター(松岡セントラルビル)建物賃貸借契約	要求部署名	職業安定部職業安定課 職業紹介推進係
発注(契約)内 容	東京非正規労働者就労支援センター事務室の建物賃貸借		
発注(契約)案件の 要求理由	雇用失業情勢の悪化に伴う東京非正規労働者就労支援センターを新宿公共職業安定所庁外窓口として設置することになり、当該庁外施設運営上必要なため		
契約金額	¥27,967,221	契約年月日	平成20年12月16日
契約業者名 及び住所	松岡地所株式会社(新宿区西新宿1-7-1)		
随意契約 の理由	東京非正規労働者就労支援センターは、一都三県を官轄する非正規労働者を対象にした施設であることから、東京の中心にあり、千葉・埼玉・神奈川への交通の便が発達し、非正規労働者が比較的集中している新宿駅周辺で業務展開を行うことが効果的である。 松岡セントラルビルは、新宿駅前に位置し、上記立地条件に適合していると共に、施設運営に必要な面積が確保でき、近隣の賃借料との比較においても安価であることから、当該ビルで業務運営を行うことが最も適当であると判断される。 松岡セントラルビルの賃貸借契約にあたり、松岡地所株式会社が当該ビルのオーナーで唯一の契約相手であり、競争性が発生しないため会計法第29条の3第4項に該当する		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他 特記事項			